

韓国における公共図書館の現況

——とくにソウル特別市を中心にして——

呉 満

I. はじめに

21世紀は、東洋が世界の主役として浮上すると予想されている。とりわけ、中国・韓国・日本の伝統文化と哲学の融合が模索されている。一国の文化発展は、当該国の社会・経済発展と密接な関係があることは論をまたない。今、本論に与えられた論題に入る前に、韓国の統計庁が発表（1996. 7. 4）した「60年代～95年社会・経済変化」を参考に、現在の韓国位相について概観してみよう。

韓国は、1945年の第二次世界大戦の終結により、36年間の日本植民地政策から解放されて後、5・16軍事革命による軍事政権の誕生により第1次五カ年経済開発計画の樹立（1962～66）と経済基盤の構築がなされた。1965年の日韓協定の妥結による日本からの無償・有償の援助により年平均7%以上の経済成長率を遂げ、1988年にはアジアで、日本に次いでオリンピックを開催できるまでに国力が増進した。一方、65年から95年までの間に消費者物価は、19.9倍に上がった。貨幣価値から見ると65年の1万ウォンに落ちたことになる。一人当たりのGNPも1965年度の79ドルから1995年には10,148ドルへと増加した。2001年には20,570ドルが予想され、世界第8位の経済規模への成長が展望されている。

産業構造は、農林漁業の比重が国内総生産（GDP）の36.1%（60年度）から6.6%（95年度）へと低下した。一方、鉱工業は15.9%から27.2%に、社会基盤施設およびその他、サービス業は47.3%から66.2%に上昇した。また、人口一人当たりの電話普及台数は60年度の3台から94年度は397台に増えた。

平均寿命は、男51.1歳、女53.7歳（60年度）から、それぞれ68.9歳、76.8歳（93年度）に伸びた。

教育については、幼稚園入園率は、0.8%（61年度）から40.1%（95年度）に、小学生の中学進学率は54.3%（65年度）から100%（95年度）、高校進学率は69.1%（65年度）から98.5%（95年度）に、専門大学以上への進学率は32.3%（60年代）から51.4%（95年度）に増えた。これにより、都市一世帯の家計消費に教育費の占める割合は、4.9%（65年度）9.3%（95年度）へと二倍近く増え、学生一人当たりの公教育費支出は、小学校が4,700ウォン（67年度）から1,422,000ウォン（95年度）と三百倍余り、中学校は138万ウォンで145倍、高校は177万8千ウォンで90倍、大学は422万7千ウォンで61倍に増えた。

＜表 1＞ 韓国の図書館現況

区分	国立中央図書館	国会図書館	公共図書館	大学図書館
館数	1	1	267	305
区分	専門・特殊図書館	学校図書館	公共図書館の現況は1991年	
館数	358	6468	12月基準による	

資料：『韓国図書館統計』1990年

II. 韓国の図書館現況

韓国図書館協会が調査したところによると、1991年12月現在、国立中央図書館と国会図書館を初めとして公共図書館267館、大学図書館305館、学校図書館6,468館、専門・特殊図書館358館など、総7,400館存在していることが明らかにされた。

1990年度における全体図書館の閲覧席の総数は92万4,409席で、人口1万名当たり2,046席であり、蔵書数は6,891万6,797冊で人口10万名当たり13万7,326冊である。

また、全国的に、1990年度1年間に図書館を利用した人は1億6千万余で、利用された冊数は6,300万余冊、利用回数は人口1人当たり3.8回、利用冊数は1.4冊であることが判明し、韓国の図書館運営と機能においての後進性が明るみになった。

(1) 国立中央図書館

【概要】国立中央図書館は韓国の図書館を代表する機能を持つために国際的な資料の交換や活動を始め、国内的に中央政府や地方政府の設立および運営する公共図書館が効率的に運営されるよう支援し、監督する任務を遂行する。特に、情報資料の全国的な流通管理を円滑にするための図書館間の協力関係を造成し、全国的な

規模で、図書館はもちろん、個人に至るまで情報の交換および提供を迅速にするための全国の図書館の情報電信網の構築および運営の責任を預かっている。また、読書の生活化と読書文化の拡散のための読書を主幹し、図書館人のための会報『図書館』『図書館界』を発行している。

【所在地】ソウル特別市瑞草区盤浦4洞山60-1

【利用時間】

室別	曜日	時間
閲覧室	月・金曜日	06:00～21:00
資料室	土・日曜日	06:00～18:00
	月・日曜日	09:00～18:00

資料貸出申請時間：09:00～17:00
(但し、11月～2月までは16:00)

【休館日】公休日（日曜日は除外）、毎月第2・4月曜日。

【利用料金】無料

【利用資格】20歳以上、但し、大学生は例外

【交通】地下鉄3号線「高速ターミナル駅」または、2号線「瑞草駅」下車徒歩約10分。

【入・退館】入館の際は、入口で住民登録証を提示する。閲覧室（座席指定）は白色、資料室は青色の閲覧票を受け入館する。

退館の際は、貸し出された資料は貸出台に返却し閲覧票に返納印を受け出口で提出した後、退館する。資料の貸出を受けなかった場合は閲覧票だけを提出する。駐車場の利用者は利用者閲覧票に確認印を受ける。

【携帯品の保管】

1. 資料室を利用しようとする時には、筆記用具以外の所持品は携帯が禁じられており、その他の携帯品は保管函に保管する。
2. 保管函は無人保管函なので鍵を掛け、鍵を持って入室する。貴重品は保管できない。

【資料の利用】館内の資料室に備置されている資料は利用者が直接に検索できるし、郵便複写伝達やFaxサービスも部分的に実施している。

1. 館別資料の内容と利用方法

A. 本館

- 1 階；中央目録室・オンライン目録室・中央貸出室・電子室・貸出資料閲覧室。オンライン目録室は1945年以降の単行本のコンピュータ検索が可能。但し、定期刊行物と外国書はカード目録を利用。
- 2 階；閲覧室（第1閲覧室～第7閲覧室）
・新着資料室。1,310席。
- 3 階；資料室（定期刊行物室・政府刊行物室・企業情報資料室・新聞資料室・主題別資料室）。176席。
- 4 階；主題別資料室3室；半開架式で利用。1室（東洋書・総類・哲学・宗教・歴史・芸術）、2室（東洋書・社会科学）、3室（東洋書・技術科学）。560席。
* 3階の主題別資料室は東洋書の

語文学。

- 5 階；学位論文室（修士・博士）、大学、学術研究団体論文集。246席。
図書館文化資料室（84席）、非図書資料室（音響資料・マイクロ資料・地図等、42席）。
- 7 階；古典資料室（各種族譜・古文書・個人文庫など）。なおこの階では1983年以前の東洋書と西洋書の全てが申請手続を経て利用できる

B. 別館

- 1 階；食堂（随時利用可能、価格は市価の半値以下、メニューは3種）400席。
 - 2 階；休憩室・売店。106席。
2. 目録利用方法：カード目録と冊子目録の2種。
 - a. カード目録：主題目録・著者目録・書名目録の3種。
東洋書…・東洋書分類目録（1945年以前）：
新書部分類表による分類記号順。
・東洋書分類目録（1945～1983）：K D C P（朝鮮十進分類法）による分類記号順。
・東洋書分類目録（1984年以後）：K D C（韓国十進分類法）による記号順。
・東洋書書名目録（1945年以前の日本書籍）：ローマ字で表記し、アルファベット順に配列。
・東洋書著者書名目録（1945年以後）：韓国・中国書の著者、書名をカナダ順に混合配列。
・日本書著者書名目録（1945年以後）：著者・書をローマで表し、アルファベット順に混合配列。

- 古書 …・古書分類目録（1945年以前）：
古書部分類表による分類記号順。
- ・古書分類目録（1945年以後）：K D C Pによる分類記号順。
 - ・著者書名目録：1945年以前は書名をカナダ順に配列。1945年以後は著者・書名をカナダ順に混合配列。
- 西洋書…・西洋書分類目録（1945年以前）：
洋書部分類表による分類記号順。
- ・西洋書分類記号目録（1945年以後）：D D C（デウイ十進分類法）による分類記号順。
 - ・著者書名目録：1945年以前は著者名をアルファベット順で配列。1945年以後は著者・書名をアルファベット順で混合配列。
- b. 冊子目録：主題別目録である。各資料にはカード目録がある。
- 東洋書…・蔵書分類目録（5巻）、1945年以前の東洋書を収録。
- ・蔵書目録（6巻）、1945年～1983年間の韓国・中国・日本書。
 - ・古書目録（5巻）、1923年～1979年間の韓国古書。
- 古書…・外国古書目録（4巻）、1945年以前の中国・日本書。
- 西洋書…・蔵書分類目録（1巻）、1945年以前のもの。
- ・蔵書分類目録（2巻）、1945年～1973年間のもの。また、D-C O M千里眼およびHiTELオンラインサービスを実施。
3. 館外利用
- a. 館外貸出；図書館資料の相互貸出協定に加入した図書館および政府機関団体などに一般図書に限って貸出を実施し、個人には貸出していない。
- b. 巡回文庫；共同図書館、文化団体およびその他読書運動団体に対し所蔵資料の一部を巡回させ読書活動を支援している。
4. 資料の複写
- a. 時間；09:00～16:00（3-10月）
09:00～15:30（11-2月）
- b. 位置：本館1階（中央目録室左側）。セルフサービスの場合は司書の確認を得た後、各室にある複写機を直接利用し、枚数に従い計算する。
5. 納本：国立中央図書館は、国家の代表図書館として図書館振興法第17条の規定により国内で発行、製作された図書・定期刊行物・特殊資料など全ての資料を各2部ずつ納本および提供されている。
6. 個人文庫の設置
個人や団体から図書館資料の寄贈を受けている。1,000点以上寄贈された場合、「個人文庫」を設置して保存されている。
7. 貸出
館内貸出は一人5冊以内。館外貸出は一人5冊以内で国会議員、職員に限って20日以内の貸出。但し、一回に限り10日延長が可能。それ以外の利用者は相互貸出制度の活用で、貸出図書は一般単行本が中心。
8. 資料の複写
複写申請時間は9:00-16:30、場所は1階の複写室。一人1回5冊以内（合計500頁以内）、費用は1頁当たり25ウオン。
9. 特別制度
- ・図書館会員制（文化会員制）：学術および政策関連情報の迅速な提供と資料活用の拡大を目的に新設された。保存用資料を除外した資料の貸出（3冊、2週間）・複写

の郵便サービス実施、専用資料室である文化会員資料室（100坪規模）を運用。

- ・加入対象者：全国の大学教員（専任講師以上）・国立研究所研究員・国家公務員（5級以上）・文化体育部傘下の職員・その他、図書館の発展に協力した者。

C. 分館

【所在地】ソウル特別市江南区駅三洞635。

本館を利用できない小・中・高生や一般の人に開放されている。

①家族閲覧室：開架式、出版協会推薦図書を約2万冊備置、80坪規模、60席、貸出は会員に限り5冊以内2週間可能、家族が一緒に利用でき幼児用・老人用・主婦用・低学年用図書が区分されている。家庭教育情報、視聴覚コーナーなどが設置されている。

②文化家族会員資料室：定期刊行物室、非図書資料室、公共図書館資料室、一般閲覧室、文化家族ラウンジ、視聴覚室などが運営されている。

家族会員制度の会員になりたい者は、住民登録謄本1部と保護者1名の写真を1葉提出すればよい。

(2) 国会図書館

【概要】国会図書館は国政審議委員会の立法活動に関連した各種資料を収集、整理、分析して国会議員および関係利用者に必要な情報を提供するもので、その他の国家機関、公共団体の教育、研究機関および一般に対しても奉仕している。1952年2月20日の「6.25動乱」の最中、立法資料の必要性から不十分な蔵書で開館して以来、40年の歴史を持つ。1987年10月、建坪8,063坪（地下1階、地上5階）の現、専用図書館を完工し、1988年2月

20日に新築図書館として開館された。

国会図書館は、約80万巻の一般図書、定期刊行物、視聴覚資料はもちろん、修士・博士学位論文と各国の法令資料、議会資料、政府刊行物およびUNから委託されたUN資料等、主に社会科学分野の資料が所蔵されている。

【所在地】永登浦区汝夷島洞1。図書館案内
TEL 788-4211~12

【利用時間】9:00~17:30（冬期は16:30まで、土曜日は9時から12時半まで）、国会本会議および常任委員会会議開会時（会議終了まで開館、但し、国会議員と国会職員に限定）。

【休館日】毎週の日曜日和祝日。

【利用資格】前・現職国会議員と国会職員、政府機関、公共団体、研究機関と言論機関の職員、各級の学校教員、大学院在學生、その他、館長が図書館所蔵資料を必要と認めた者。

【利用料金】無料

【サービス】議員・職員以外の閲覧者の館外貸出は不可。複写は可。

【交通便】国会議事堂の横。バスで「国会議事堂前」下車、徒歩約5分。

【入館】図書館1階の入口にて閲覧申請の手続窓口にて身分証を提示、訪問目的などを記載した入館用紙を持って入館する。鞆などの携帯品などは手続窓口前の保管函にて保管する。

【退館】館内で貸し出された資料を返却手続を経て退館する。

【所蔵資料】

1. 図書：一般図書（679,180冊）製本
定期刊行物（131,507冊）
2. 非図書：マイクロフィルム（4,817点）
マイクロフィッシュ（4,817点）

録音テープ (1,315点)

音楽 (735点)、ビデオテープ (769点)

合計図書：810,687冊 非図書：14,467点

【資料の利用】室別資料利用の方法

1. 開架式方式

1 階：学位論文室（国内・国外で取得した韓国関係の論文）マイクロフィルム資料室（24個の個人閲覧室あり）。

2 階：一般閲覧室（特殊資料・フィルム資料・主題別書誌）定期刊行物閲覧室（国内外の学術論文集）参考閲覧室・新聞閲覧室（国内外、各大学、特殊新聞）議会法令資料室（各国の法令・議会資料）。

3 階：一般書庫・貴重書庫・館長室・各事務室。

4 階：UN資料室・特殊資料室（北韓および共産圏資料など）視聴覚資料室・一般個人資料室（館長の許可を受けて利用）。議事堂内の簡易閲覧室は本会議開催中のみ運営。

5 階：議員個人閲覧室。但し、議員閲覧室、簡易閲覧室、議員個人閲覧室は国会議員のみ利用可能。

2. 閉架式方式

3 階・4 階・5 階に主題別書庫があり、3 階には別に貴重書庫がある。また、5 階には製本された1985年以前の国内定期刊行物および1984年以前の国外定期刊行物が所蔵されている。なお、これらの資料は国会議員、立法調査業務

職員、書庫関係者以外は利用できない。

3. 目録利用方法

東洋書・西洋書の全てが「デウィ十進分類法」に依って分類し、韓国・東洋関係の主題分野は当館の「東洋関係細分展開表」に依って分類されている。

目録作成は東洋書・西洋書の全てが「韓国目録規則第3版」を、著者記号は「東洋著者記号表」（李チュンヒ著）と「Cutter-Sanborn's Three Figure Author Table」を使用している。また、利用者のための閲覧用目録は東洋書と西洋書を区別し、各々、著者・書名目録と分類目録、洋書主題名目録、翻訳図書著者書名目録で構成された分割目録体系で編成されている。修・博士学位論文および一般図書のon-line検索目録の電算化がなされている。

4. 電算資料の利用（オンライン情報検索サービス）。

a. 国会情報検索システム（NOLIS）：国会会議録の索引、定期刊行物の索引、修・博士学位論文目録、単行本の目録、連続刊行物の目録。

b. 議案沿革検索システム（BRIES）：議案沿革（法律案沿革）。

c. 議員外交活動資料検索システム（IPAS）：国際会議、外国の貴賓接待、議員海外訪問。

(3) その他ソウル地域における公共図書館の現況

【沿革】

1945年8月15日、日本植民地統治から解放され、のちに大韓民国政府が樹立された当時（1948年8月15日）、ソウルの市立公共図書館としては京城府立図書館と京城府立

図書館鍾路分館（尹益善・李範昇両氏が京城図書館を設立、運営した後、京城府に委譲）の2館があったが、政府樹立以後、京城府立図書館はソウル特別市立南大門図書館とし現在の南山図書館として改称、運営されている。京城府立図書館鍾路分館はソウル特別市鍾路図書館として運営されている。なお大韓民國の政府樹立以後のソウル地域における公共図書館に関わる主要な沿革を年代順に示せば以下のとおりである。

1956. 2. 8.

ソウル特別市立図書館設置条例を制定。

1971. 3. 31.

ソウル特別市立東大門図書館の設立を始めとして、現在、21箇所の図書館と1箇所の分館が設置、運営されている。

1989. 7. 15.

西大門図書館では、日本の東京都にある杉並区立図書館と初めて国際交流を持ち、正讀図書館では中国の延辺図書館と国際交流を始めた。

1992. 12. 22.

政府が推進している「国家基幹5大電算網」の1つである「教育研究電算網」の中、国立中央図書館が主幹となり推進している「図書館情報電算網構築計画」に従い正讀図書館が「公共図書館ソウル地域センター」に指定された。

1993.12. 17.

国立中央図書館から電算器機の支援を受け電算室を設置。

1995. 12. 31.

正讀、木洞、麻浦、松坡図書館は、全館をオンラインで運営しており、正讀図書館と高德、高尺、九老、銅雀、麻浦、永登浦、鍾路、中溪図書館の8箇所が電用回線で連

結されている。

つぎに、現在のソウル地域に設置されている公共図書館22箇所とそれぞれの設置年月日を示せば次のとおりである。なお⑥の「子供図書館」を除けば他はそれぞれソウル特別市内の行政区の名称と同じである。

【設立日】

①鍾路図書館	1920. 11. 05.
②南山図書館	1922. 10. 05.
③東大門図書館	1971. 03. 31.
④永登浦図書館	1974. 06. 05.
⑤正讀図書館	1977. 01. 04.
⑥子供図書館	1979. 05. 04.
⑦麻浦図書館	1955. 06. 22.
⑧同館（分館）	1980. 09. 20.
⑨龍山図書館	1981. 04. 20.
⑩道峰図書館	1981. 04. 21.
⑪江南図書館	1982. 03. 23.
⑫江西図書館	1983. 07. 22.
⑬麻浦図書館	1984. 03. 28.
⑭江東図書館	1984. 04. 25.
⑮高德図書館	1984. 08. 34.
⑯九老図書館	1984. 10. 08.
⑰西大門図書館	1984. 12. 18.
⑱高尺図書館	1990. 01. 24.
⑲中溪図書館	1990. 05. 08.
⑳木洞図書館	1990. 07. 09.
㉑洞雀図書館	1991. 05. 06.
㉒松坡図書館	1994. 12. 14.

【利用案内】

1. 入館・退館の手続

国立図書館とは異なり住民登録証は不必要（もちろん、貸出や資料室の資料の複写には必要）である。およそ守衛

室窓口で閲覧票をもらい入館する。閲覧票は館内の資料利用の際に使用できる。

2. 閲覧時間

一般閲覧室は、07:00-21:00、資料閲覧室は、09:00-19:00。その外、特殊施設と別途の教室などは若干相違がある。休館日は各々異なる。閲覧の際、鞆、大きな荷物は所定の場所に預ける。

3. 複写案内

資料の複写は該当資料室の担当司書に住民登録証を預け手続（複写申請書に複写しようとする図書の内容と本人の氏名・住所を記載）に従えばよい。複写時間は、9:00-19:00。但し、12:00-13:00は不可。また、混雑し利用者が多い場合には、複写機の加熱を防止するために15:00-15:30まで休むことがある。料金は、A 4・B 5が一枚当たり20ウォン、B 4が30ウォン。一人当たり50枚まで可能。

4. 館外貸出

館外貸出は、会員（住民登録証・住民登録簿本・印鑑が必要）であれば、ソウル市内の市立図書館での貸出が可能。但し、貸出カード・印鑑が必要。期間は、一人1回2冊、2週間。

5. 内部施設の問題点

運営主体がソウル特別市の教育委員会であるが、基本的な施設は備わっているとは言え、大体、交通の不便な処に位置している場合が多い反面、駐車施設は解決されている。付帯施設としての館内食堂は狭く、完備されていないところが多い。冷・暖房施設は一応設置されているが、快適という程ではな

い。なお、休憩室、喫煙室は別に設けられており、室内では禁煙である。

(4) ソウル地域における大学図書館の現況

【概説】

韓国内の4年制大学の図書館の蔵書は、1922年末現在、大学当たり平均229,746冊に過ぎなく、全体121大学（11校の教育大学は除外）のうち81大学の蔵書は平均値に達しない状況である。これは教育部（日本の文部省に該当）が国会に提出した「92年度国政監査資料」で明らかにされた。同資料に依れば、全国大学図書館の総蔵書は、27,799,279冊であり、この中、24国立大学が6,426,838冊を、97私立大学が21,372,441冊を、各々保有していることが明らかにされた。全国の大学の中、100万冊以上の蔵書を有している大学は、ソウル大（1,382,348冊）、高麗大（1,097,469冊）のみで、100万冊以下80万冊以上の蔵書を有している大学は延世大（806,055冊）と慶熙大（849,541冊）であった。

この外、50万冊以上の図書を保有している大学は、慶北大、釜山大、東国大、東亜大、成均館大、嶺南大、梨花女子大、朝鮮大、中央大、漢陽大など10大学にすぎないことが教育部によって明らかにされた。また、蔵書が10万冊以上の大学も40大学に及ぶが、これらの半分程が宗教系の大学でない一般の大学であることが判明した。所蔵雑誌の場合、科学技術系統の外国雑誌は産業技術情報源（7,761種）、K A I S T（2,600余種）に続き、ソウル大が2,431種、浦項工大が1,592種、残りの大学はかなり劣勢である。ソウル大を含む国内の大学の蔵書状況は外国の一流の大学に比べてかな

り劣勢である。ちなみに、外国の例を見れば、ハーバード大(1,180万冊)、エール大(886万冊)、ペンシルバニア大(366万冊)、英国のオックスフォード大(800万冊)である。

各大学の図書館は、相互貸出制度によって他大学の資料を利用しているが、一般者は無理である。

Ⅲ. おわりに

経済の発展と社会の文化的発達および教育の深化と拡大にともない公共図書館の果す役割は甚大である。また、先進国家である指標と基礎に公共図書館の充実が重要視されていることを考える時、韓国における公共図書館に言及することは隣国、韓国を理解する上に有意義なことと言えよう。今や韓国においても、公共図書館は地域文化センターとしての立場と役割りを着実に果たしつつある。

本稿では、これまで日本の図書館学界を始めとし、日本社会であまり紹介されることのなかった韓国の公共図書館についての概要を紹介することにより日韓両国の相互利用の一助になれば、と考える次第である。

ところで、去る4月2日付の「毎日経済新聞」(韓国)によると、韓国の成人男女(20歳以上)の月平均読書量は0.8冊で、日本の1.6冊に比べて半分以下であるとの調査結果が出された。これは韓国の読書運動推進委員会が小・中・高生(2,700人)と成人男女(1,200人)を対象に調べた「第4回国民読書実態」の結果である。特に、成人の場合「一年に1冊以上の本を読んだ」と回答した人は全体の77.2%で成人10人中、2人ほどが1年に一冊の本も読まない計算になる。また、成人が1日に活字媒体(新聞や本など)

に接する時間は平均1時間13分ほどでテレビやビデオなどの映像メディアに費やす時間は平均2時間36分で、活字媒体の2倍以上であることが判明した。こうした活動と映像メディアに投資する時間の格差は年々目立ち始め、韓国の現代人が映像メディアを好んでいることを端的に示している。

なお、本稿では、公共図書館のうち、国立中央図書館、国会図書館、ソウル地域における公共図書館、ソウル地域における大学図書館の現況に分けて記述してきたので、各々に関する理解を深めるため、資料として「図書館および読書振興法」(1994年3月24日、法律第4746号〈教育法〉)を日本語に訳出し紹介した。同法によって、現在の韓国における図書館と読書振興法に関わる現況と韓国政府の図書館政策の概要を知る手がかりになる。

末尾ながら、本稿は、1996年9月12日、大阪経済法科大学主催による平成8年度私立大学図書館協会西地区部会第1回阪神地区研究会にて発表したものをまとめたものである。

[資料]

●図書館および読書振興法 (1994・3・24)
法律第4746号
改正 1995・12・29 法律第5069号 (教育法)

第1章 総則

第1条 (目的) この法は図書館および文庫の設立・運営と読書振興のための環境造成に必要な事項を規定し、図書館および文庫の健全な育成と読書増進活動を活性化することによって社会各分野に対する知識・情報の提供および流通の効率化と文化発展および生涯教育に貢献することを目的とする。

第2条 (定義) この法で使用する用語の定義は次の通りである。

1. “図書館” というのは、図書館資料を収集・整理・分析・保存・蓄積して公衆または特定人の利用に提供することによって情報利用・調査・研究・学習・教養など、文化発展および生涯教育に貢献する施設を言う。
2. “文庫” というのは、図書館の一般的な目的と機能を遂行してはいるが第5条の基定による図書館の基準に達する規模の読書施設を言う。
3. “図書館資料” というのは、図書館 (“文庫” を含む) が収集・整理・分析・保存・蓄積する図書・記録・小冊子・連続刊行物・楽譜・地図・写真・絵画など各種の印刷資料、映画フィルム・スライド・音盤・ビデオ物・マイクロ形態物・テープなど各種の視聴覚資料、電算化資料、公文書などの行政資料、郷土資料その他図書館奉仕および文庫活動のために必要な資料を言う。
4. “公共図書館” というのは、公共の情報

利用・文化活動および生涯教育を増進することを主たる目的とする図書館を言う。

5. “大学図書館” というのは、教育法によって設立された大学 (教育大学・師範大学・放送通信大学・開成大学・専門大学およびこれに準ずる各種学校を含む。以下同様) および他の法律の規定によって設立された大学教育課程以上の教育機関における教授と学生の研究および教育を支援することを主たる目的とする図書館を言う。
6. “学校図書館” というのは、高等学校以下の各級学校 (これに準ずる各種学校を含む) における教員と学生の教授・学習活動を支援することを主たる目的とする図書館または図書室を言う。
7. “専門図書館” というのは、その設立機関・団体の所属員または公衆に特定分野に関する専門的な図書館奉仕を提供することを主たる目的とする図書館を言う。
8. “特殊図書館” というのは、障害者、その他大統領令が定める者に学習・教養・調査・研究および文化活動などのための図書館奉仕を提供することを主たる目的とする図書館を言う。

第3条 (図書館および文庫の種類) ①図書館は、その設立者にしたがい国立図書館・公共図書館・私立図書館に区分し、その設立目的にしたがい国立中央図書館・公共図書館・大学図書館・学校図書館・専門図書館および特殊図書館に区分する。

②文庫は、その設立者にしたがい公立文庫と私立文庫に区分する。

第4条 (大学図書館などの利用提供) ①大学図書館・学校図書館・専門図書館および特殊図書館は、その設立目的の遂行に支障がない範囲内で公共の利用に提供することができる。

②大学図書館・学校図書館・専門図書館および特殊図書館は、当該の図書館の特性に合う生涯教育を実施することができる。

第5条（図書館および文庫の施設・資料）①図書館および文庫は図書館資料（以下“資料”という）の保存・整理と利用者の便宜のためにその業務に適合した施設および資料を具えなければならない。

②図書館および文庫の種類別施設・資料の基準は大統領令で定める。

第6条（司書職員など）①図書館には大統領令が定めるところにより図書館運営に必要な司書職員・司書教師または実技教師（司書）を置かねばならず、社会教育法が定めるところによって社会教育専門委員を置くことができる。

②第1項の規定による司書職員は、1級正司書、2級正司書および準司書に区分し、その資格要件と養成に関して必要な事項は大統領令で定める。

③国家は大統領令が定めるところにより司書職員などの研修、その他資質向上のために必要な施策を講究しなければならない。

④文庫には大統領令が定めるところにしたがい第1項の規定による司書職員などを置くことができる。

第7条（文化施設との協力） 図書館および文庫は、その目的を達成するために文化院・博物館・美術館などの各種文化施設と協力しなければならない。

第8条（資料の交換・移管・廃棄および除籍）

①図書館および文庫は資料の効率的利用のために資料を相互に交換および移管ことができ、利用価値がなくなるとか汚損した資料を廃棄または除籍することができる。

②第1項の規定による交換・移管・廃棄およ

び除籍の基準と範囲に関して必要な事項は大統領令で定める。

第9条（図書館および読書振興基金）①政府は、図書館および文庫の設立、施設および資料の拡充、司書職員の資質向上および研究、その他、図書館発展と読書振興に必要な資金に充当するために図書館および読書振興基金（以下“基金”という）を設置することができる。

②基金は、次の各号にしたがい文化体育部長官が管理・運用する。

1. 図書館および文庫の設立・運営に必要な経費の補助
2. 読書振興のための地方自治団体に対する補助
3. その他、大統領令で定める読書振興事業推進

③基金は、次の各号の財源で充当する。

1. 政府出捐金
2. 法人・団体または個人の寄附金
3. 基金の運営で生じる収益金
4. その他大統領令が定める収入金

第10条（図書館および読書振興委員会） ①図書館の均衡を保った発展と読書振興に関する次の重要事項を審議させるために、文化体育部に図書館および読書振興委員会（以下“委員会”という）を置く。

1. 図書館発展の基本政策
2. 図書館協力網の構成および運営
3. 読書振興のための総合計画の樹立
4. 図書館と文庫の設立・運営および施設の拡充
5. 基金の充当計画
6. 基金の管理・運用計画
7. 基金の管理・運用上必要だと認められる事項
8. その他、図書館政策と読書振興に関して

文化体育部長官が附議する事項

②地域社会での図書館の均衡のとれた発展と読書振興に関する重要事項を審議させるために地方自治団体に地方図書館および読書振興委員会（以下“地方委員会”という）を置く。

③第1項および第2項の規定による委員会および地方委員会の構成・運用などに関して必要な事項は大統領令で定める。

第11条（金銭などの寄附）法人・団体および個人は図書館および文庫の設立・施設・資料および運営に関した支援のために基金・図書館および文庫に金銭その他財産を寄附することができる。

第12条（私立図書館および私立文庫に対する支援）①国家および地方自治団体は私立図書館および私立文庫の設立・運営者について図書館資料の特別購買、政府刊行物および公共刊行物の優先供給など必要な支援を講究しなければならない。

②国家および地方自治団体は、運営が健全な私立図書館と私立文庫に対して運営経費のうち1部を補助することができる。

第13条（類似名称の使用禁止）この法による図書館でなければ図書館という名称を使用することはできない。

第14条（図書館協会などの設立）①図書館または文庫は、相互間の資料交換、業務協力と運営・管理に関する研究、関連国際団体との相互協力および職員の資質向上と共同利益の増進のために文化体育部長官の認可を受け図書館協会または文庫協会（以下“協会”という）を設立することができる。

②協会は法人とする。

③協会に対してこの法に規定されたものを除いては民法のうち社団法人に関する規定を準用する。

④国家は予算の範囲内で協会の運営に必要な経費を補助することができる。

第2章 国立中央図書館

第15条（国立中央図書館）①文化体育部長官所屬のもとに国立中央図書館を置く。

②国立中央図書館は、その業務を分掌するために必要な時には分館を置くことができる。

第16条（業務）①国立中央図書館は、国家代表図書館として次の各号の業務を行なう。

1. 国内・外資料の収集・整理・分析・保存・蓄積および公衆への利用
2. 国内資料の貸出管理
3. 他の図書館との資料流通
4. 各種書誌の作成および標準化と国際標準資料番号制度の運営
5. 電算化を通じた国家文献情報体制および図書館協力網の総括
6. 外国図書館との協力および資料の国際交流
7. 他の図書館および文庫の業務・文化活動および生涯教育に対する指導・支援
8. 読書の生活化のための施策の樹立および実施
9. 図書館に関する調査・研究
10. 図書館および文庫の職員に対する研修
11. その他、国家代表図書館としての機能遂行に必要な業務

②国立中央図書館は、その業務を効率的に遂行するために国会図書館と協力しなければならない。

第17条（資料の提出）①国家または地方自治団体が図書・連続刊行物・音盤・ビデオ物その他、大統領令が定める資料を発行または製作した時には、その発行または製作日から30日以内にその資料2部を国立中央図書館に提

出しなければならない。

②国家および地方自治団体外の者が第1項の規定による資料を発行または製作した時には、その発行または製作日から30日以内にその資料2部を国立中央図書館に提出しなければならない。修訂増補版を発行するとか製作した時にもまた同じである。

③国立中央図書館は、第2項の規定により資料を提出した者に滞りなく提出畢證を公付しなければならない。その資料に対する正当な補償をしなければならない。

④国立中央図書館は、資料提出の実効を収めるために関係部署の長に協調を要請することができる。

⑤資料提出の手續と補償に関して必要な事項は大統領令で定める。

第18条（国際標準資料番号） ①図書または連続刊行物を発行しようとする者は、その図書または連続刊行物に対して国立中央図書館から国際標準資料番号（以下“資料番号”という）を付与されねばならない。

②国立中央図書館は、第1項の規定による業務を効率的に遂行するために出版など関連専門機関・団体などと相互に協力しなければならない。

③第1項の規定による資料番号の付与に関して必要な事項は大統領令で定める。

第3章 公共図書館

第19条（設立） 国家、地方自治団体、民法、その他の法律により設立された法人（以下“法人”という）、団体または個人は公共図書館を設立することができる。

第20条（業務） 公共図書館は、情報および文化・教育センターとしての機能を発揮することができるよう次の各号の業務を行なう。

1. 資料の収集・整理・保存・蓄積および公衆への利用
2. 公衆に必要な情報の提供
3. 地方行政および産業分野に必要な情報の提供
4. 読書の生活化のための計画の樹立および実施
5. 講演会・鑑賞会・展示会・読書会その他の文化活動および生涯教育の主催または奨励
6. 他の図書館および文化との緊密な協力と資料の交換または相互貸借の実施
7. 図書館業務に関する調査・研究
8. その他、公共図書館としての機能遂行に必要な業務

第21条（公共図書館の設立・育成など） ①国家または地方自治団体は地域社会の情報提供および文化発展と生涯教育のために大統領令が定めるところにより公共図書館を設立・育成しなければならない。

②公共図書館は、子供・老人・障害者などに図書館奉仕を提供するために必要な施設を備えなければならない。

③公共図書館は、全ての地域住民に対する図書館奉仕のために地域の特性にしたがい分館・移動図書館または貸出文庫を設立し、これを指導・育成しなければならない。

第22条（公立公共図書館の運営） ①地方自治団体が設立・運営する公共図書館（以下“公立公共図書館”という）に対しては、これを設立・運営する当該地方自治団体の一般会計からその運営費を負担しなければならない。地方教育自治に関する法律第41条の規定により教育監が設立・運営する公立公共図書館については当該地方自治団体の一般会計予算の範囲内で、その運営費の一部を負担しなければ

ならない。

②国家は、公立公共図書館を設立した地方自治団体に対して図書館の設立・運営およびその資料購入に関して必要な経費の一部を補助することができる。

第23条（公立公共図書館の指導・支援）①文化体育部長官は、公立公共図書館の均衡のとれた発展と図書館奉仕のために必要な指導・支援をすることができる。②文化体育部長官は第1項の規定による指導・支援のために必要な場合には公立公共図書館に対して必要な書類の提出を要求することができる。

第24条（国・公立公共図書館の館長および運営委員会）①国家または地方自治団体が設立・運営する公共図書館の館長は司書職で補する。②国家または地方自治団体は、公共図書館の効率的な運営と各種の文化施設との緊密な協調のために、当該図書館に図書館運営委員会を置く。③図書館運営委員会の構成および運営に関して必要な事項は大統領令で定める。

第25条（法人などが設立した公共図書館の登録など）①法人・団体または個人が公共図書館を設立しようとするときは第5条および第6条の規定による施設・資料および司書職員などに関する基準を具えて大統領令が定めるところによって文化体育部長官に登録しなければならない。

②第1項の規定によって登録した公共図書館の設立者が第5条および第6条の規定による施設・資料および司書職員などに関する基準を維持できない時には、文化体育部長官は期間を定めて是正を命じ、これに応じない時にはその登録を取消することができる。

③文化体育部長官は、第2項の規定による処分をしようとする時には大統領令が定めると

ころにより予め当該処分の相手方またはその代理人に意見を陳述する機会を与えなければならない。但し、当該処分の相手方またはその代理人が正当な事由なくこれに応じないとか住所不明などで意見を陳述する機会を与えることができない場合はこの限りでない。

第26条（私立公共図書館の指導・支援）①文化体育部長官は、第25条第1項の規定により登録した公共図書館（以下“私立公共図書館”という）の均衡のとれた発展と閲覧奉仕のために必要な場合には、これに対する指導・支援をすることができる。

②文化体育部長官は、第1項の規定による指導・支援のために必要な場合には私立公共図書館に対して必要な書類の提出を要求することができる。

第27条（私立公共図書館の廃館申告）私立公共図書館の設立者が当該図書館を廃館しようとする時には大統領令が定めるところにより文化体育部長官に廃館申告をしなければならない。

第28条（私立公共図書館の補助）国家または地方自治団体は、予算の範囲内で私立公共図書館の運営に必要な経費の一部を補助することができる。

第29条（使用料）公共図書館は、大統領が定めるところによりその利用者から使用料を受けることができる。但し、公立公共図書館の使用料は、当該地方自治団体の条例が定めるところによる。

第30条（資料の提出）地方自治団体が第17条第1項の規定による資料を発行または製作した時には、その発行または制作日から30日以内にその資料2部を管轄地域内にある公共図書館に提出しなければならない。

第4章 大学図書館

第31条（設置） 教育法により設立された大学および他の法律の規定によって設立された大学教育課程以上の教育機関には大学図書館を設置しなければならない。

第32条（業務） 大学図書館は、次の各号の業務を行なう。

1. 教授と学生の研究および教育活動に必要な資料の蒐集・整理・分析・保存・蓄積およびその利用
2. 効率的な教育課程の遂行のための支援
3. 図書館利用の体系的指導
4. 他の図書館との協力と図書館協力網を通じた資料の流通
5. その他、大学図書館としての機能遂行に必要な業務

第33条（指導・監督） 大学図書館は、教育法と私立学校法その他の法律の規定による当該大学または教育機関の監督庁の指導・監督を受ける。

第5章 学校図書館

第34条（設置） 初等学校・中学校・高等学校（これに準ずる各種学校を含む）には学校図書館を設置しなければならない。〈改正 95・12・29〉

第35条（業務） 学校図書館は、次の各号の業務を行なう。

1. 学校教育に必要な資料の収集・整理・分析・保存・蓄積およびその利用
2. 読書指導および図書館利用の指導
3. 視聴覚資料の開発・製作および利用
4. その他、学校図書館としての機能遂行に必要な業務

第36条（指導・監督） 学校図書館は、教育法

と私立学校法の規定による当該学校の監督庁の指導・監督を受ける。

第6章 専門図書館および特殊図書館

第37条（設立など） ①国家・地方自治団体・法人・団体、または個人は専門図書館または特殊図書館を設立することができる。

②法人・団体、または個人が公衆や障害者の利用を主とした目的とする専門図書館または特殊図書館を設立しようとする時には第5条および第6条の規定による施設・資料および司書職員などによる基準を備えて大統領令が定めるところによって文化体育部長官に登録しなければならない。

第38条（準用） 第25条第2項・第3項および第26条ないし第28条の規定は、第37条第2項の規定によって登録された専門図書館または特殊図書館に対して各々これを準用する。

第7章 文庫

第39条（文庫の設立） ①中央行政機関の長は、所管政府投資機関および関連団体の中で図書館が設立されていない機関などに対して大統領令で定める施設基準に適合した文庫を設立することを積極的に勧奨しなければならない。

②市長・郡守・自治区の区庁長（以下“市長・郡守”という）は、大統領令が定めるところにより邑・面・洞単位の地域に公立文庫を設立することができる。

③市長・郡守は、大統領令が定める規模以上の事業場・住居団地・建築物および大統領令で定める公衆利用施設のうち、図書館が設立されていない施設に対して私立文庫を設立することを積極的に勧奨しなければならない。

④私立文庫を設立・運営しようとする者は文

化体育部令が定めるところによって市長・郡守に申告しなければならない。

第40条（文庫の運営）①文庫の設立者は、読書資料の拡充と読書指導の実施など読書振興のために努めなければならない。

②公立文庫は、該当地域に所在する公立公共図書館の分館として公立公共図書館の指導・支援を受け運営する。

③私立文庫は、該当地域に所在する公共図書館の指導・支援を受け運営する。

第8章 図書館協力網

第41条（図書館協力網の構成）①文化体育部長官の資料の流通・管理および利用などに関する図書館業務の効率性を高め、各種図書館の相互協力を図るための連繫体制として次の各号の機能を遂行する図書館協力網（以下“協力網”という）を構成しなければならない。

1. 電算化された情報体系を通じた情報および資料の流通
2. 書誌編纂・情報処理・奉仕活動および施設などの標準化
3. 分担収書・相互貸借・総合目録および印刷カード制度など図書館運営の効率化
4. その他、他の図書館との相互協力に関する事項

②協力網は、各種の図書館として構成して協力網の効率的運営と統轄のために中央館と地域代表館を置くが、中央館は国立中央図書館となる。

第42条（中央館の業務）協力網の中央館は、次の各号の業務を行なう。

1. 地域代表館の指定または変更
2. 協力網の機能遂行に関する企画・調整・指導

3. 協力網運営の統轄

第43条（地域代表館）①地域代表館は、ソウル特別市・直轄市および道に置くが、中央館がこれを指定する。

②第1項の規定による地域代表館は、中央館の指導および調整を受け傘下地域の協力網運営を統轄して、その効率的運営のために必要な場合には市・郡および区（自治区による）に地方代表館を置くことができる。

第44条（協力など）協力網機能の効率的遂行のために図書館の設立者は当該図書館に必要な施設・体制などを具えなければならない。図書館は中央館および地域代表館の指導にしたがい他の図書館および各種文化施設と相互に協力しなければならない。

第45条（協力網の運営）協力網の組織および運営に関して必要な事項は大統領令で定める。

第9章 読書振興

第46条（国家および地方自治団体の任務）①国家および地方自治団体はこの法と他の法律が定めるところによって読書振興のために必要な施策を講究しなければならない。次の各号の方法で読書振興のための施策を実施しなければならない。

1. 読書振興のための総合計画の樹立
2. 図書館・文庫などの読書振興のための施設・設備の拡充
3. 読書資料などの確保のための産業界および地域住民との緊密な協調による読書活性化などの業務推進
4. その他、読書振興のために必要な措置

②第1項の規定による読書振興のための施策と計画の施行に関して文化体育部長官または地方自治団体の長の要請がある時には、関連機関・団体などはこれに協調しなければならない。

ない。

第47条（読書教育など）①国家と地方自治団体は、この法と他の法律が定めるところによって、全ての国民に読書教育の機会を均等に提供するために努めなければならない。

②教育部長官は、教育法の規定による大学・師範大学・教育大学・専門大学および各種学校を除いた各学校における読書教育を体系的に実施するために必要な教育課程の編成と読書関連教科用図書の編纂・発行などの措置を講究しなければならない。

第48条（読書の月の行事など）①国家は、国民の読書意欲を鼓吹し、読書の生活化など、読書振興活動に対する国民の積極的な参与を誘導するために“読書の月”を設定しなければならない。

②国家または地方自治団体は、読書振興に功績がある者と読書実績が優秀な者などに褒賞または表彰を授与したり奨学金を支給することができる。

③“読書の月”の設定と読書関連行事、褒賞および表彰、奨学金の支給などに関する必要事項は大統領令で定める。

第49条（学校などの読書振興活動）国家と地方自治団体は、学校および職場に所属する学生または職員などの読書活動を活性化するために学校・職場に読書の集いを設けるように奨励しなければならない、その集いの育成のために必要な施策を講究することができる。

第10章 補 則

第50条（権限の委任・委託）この法による文化体育部長官の権限は、その一部を大統領令が定めるところによりソウル特別市長・直轄市長または道知事に委任するか協会および関連団体に委託することができる。

第51条（関連部署との協調）この法の規定により、文化体育部長官は、読書振興のための教育・行事などに関する重要な決定や施行をしようとする時には関連中央行政機関の長と協議しなければならない。

第52条（年次報告）政府は、毎年、読書振興に関する施策およびその施行結果に関する年次報告書を定期国会開会前までに国会に提出しなければならない。

第53条（過怠料）①第25条第1項または第37条第2項の規定によって登録をしないで、図書館を開設した者は、300萬ウォン以下の過怠料に処する。

②第13条の規定に違反した者は、100萬ウォン以下の過怠料に処する。

③第17条第2項の規定に違反した者は、当該資料定価（その資料が非売資料である場合には当該刊行資料の原価）の10倍に該当する金額以下の過怠料に処する。

第54条（過怠料の賦課・徴収手続）①第53条の規定による過怠料は大統領令が定めるところにより文化体育部長官が賦課・徴収する。②第1項の規定による過怠料処分に不服がある者は、その処分の告知を受けた日から30日以内に文化体育部長官に異議を提起することができる。

③第1項の規定による過怠料処分を受けた者が第2項の規定によって異議を提起した時には文化体育部長官は、滞りなく管轄法院にその事実を通報しなければならない、その通報を受けた管轄法院は非訟事件手続法による過怠料裁判を行なう。

④第2項の規定による期間内に異議を提起しないで、過怠料を納付しない時には、国税滞納処分の例により、これを徴収する。

附 則

第1条（施行日） この法は、公布後、4月
が経過した日から施行する。

第2条（他の法律の廃止） 図書館振興法は、
これを廃止する。

第3条（図書館登録に関する経過措置） こ
の法の施行当時、従前の図書館振興法の規定
により登録された私立公共図書館・専門図書
館および特殊図書館は、この法により登録さ
れたものとみなす。

第4条（国・公立公共図書館の館長に関する
経過措置） 国家または地方自治団体が設立・
運営する公共図書館の館長は、第24条第1項
の規定にかかわらず、大統領令の定める日ま
では司書職または行政職で補する。

第5条（図書館協会などに対する経過措置）

①この法の施行当時、従前の図書館振興法第
14条の規定によって設立された図書館協会は、
この法により設立されたものとみなす。

②この法の施行当時、すでに設立された社団
法人“新しい村づくり文庫中央会”は、この
法により設立された協会とみなす。但し、
“新しい村づくり文庫中央会”に対する指導・
監督は、文化体育部長官と協議して内務部長
官が行なう。

第6条（行政処分などに関する経過措置）

この法の施行当時、従前の規定により文化体
育部長官などの行政機関が行なう登録、その
他行政機関の行為または各種の申告、その他
行政機関に対する行為は、その該当するこの
法による行政機関の行為または行政機関に対
する行為とみなす。

第7条（他の法律の改正など） ①著作権法
の中、次のごとく改正する。

第28条の中“図書館振興法”は“図書館およ
び読書振興法”とする。

②基金管理基本法の中、次のごとく改正する。

別表の中、39. の“図書館振興法”を“図書
館および読書振興法”とする。

③この法の施行当時、他の法令により図書館
振興法を引用した場合には図書館および読書
振興法を引用したものとみなす。

附 則 95・12・29

第1条（施行日） この法は、1996年3月1
日から施行する。

第2条 内旨 第4条 省略

〔参考文献〕

①チョーギョンファン編著『SEOUL BOOK
MAP』（チンソル出版社、1994年4月15日2版）

②正讀図書館編『ソウル特別市立公共図書館図
書館法』第10輯〈年刊〉（1996年4月15日刊）

③「図書館及び読書振興法」（1994. 3. 24.
法律第4746号、改正1995. 12. 29. 法律第5069
号〈教育法〉）